令和元年9月集中豪雨災害に関する支援について

(各種支援制度などのお知らせ)

新 見 市

支援金などの給付

| 名 称 | 内 容 | 担当窓口 |
|--------------------------|--|---------------------------|
| 被災建築物撤去及び災 害廃棄物の撤去費補助 | 住家が全壊・半壊となった建物の解体・撤去や敷 地内に流入した土砂やがれき、災害廃棄物の撤去 に要した費用の一部補助 | 生活環境課 環境保全係 72-6124 |
| 新見市災害見舞金 | 住家が全壊・半壊・床上浸水および概ね3m ³ 以上の土砂が住家敷地内に流入した場合 (他制度等で補償等の適用を受ける場合を除く) | 福 祉 課 社会福祉係 72-6126 |

ごみの受入

| 名 称 | 内 容 | 担当窓口 |
|---------|--|----------------------------|
| 災害ごみの受入 | 災害により発生したごみの受入 (不燃ごみ、可燃ごみに分別してください) ・JR新見駅西エリア(指定場所) | 生活環境課 環境保全係 72-6124 |
| 災害土砂の受入 | 災害により敷地内に流入した土砂の受入 ・JR新見駅西エリア(指定場所) ・太田公園 | 都市整備課 都計•住宅係 72-6118 |

土のう関係

| 名 称 | 内 容 | 担当窓口 |
|---------|---|---------------------------|
| 土のうの支給 | 受付で袋(1 世帯当たり20袋)を受け取り、各自で砂を詰めて持ち帰りください。 | 下水道課 72-6138 |
| 土のう袋の支給 | 新見市社会福祉協議会のボランティアセンター において支給します。 | 新見市社会 福祉協議会 72-7306 |

農林業関係

| 名 称 | 内 容 | 担当窓口 |
|-------------------|-----------------------------------|------------------|
| 農地・農業用施設の 災害復旧 | 被災した農地、農業用施設に対する国の基準に よる災害復旧事業 | 農林課 |
| 農業用施設の土砂撤去 費助成 | 農業用水路の土砂撤去経費の一部助成 | 耕 地 係 72-6135 |

税や保険料などの軽減・免除

| 名 称 | 内 容 | 担当窓口 |
|--|--|---|
| 住民票・戸籍謄抄本・ 印鑑登録証明書および 市税証明などの手数料 | 被災を原因として行う各種手続きに使用する 場合、免除 | 市民課市民係 72-6121 税務課市民税係 72-6117 |
| 市民税 | 災害により死亡または障がい者となった場合や 住宅や家財に一定以上の損害を受けた場合、 損害の程度により軽減または免除 | 税 務 課 市 民 税 係 72-6117 |
| 国民健康保険税 | 災害により住宅や家財あるいは主たる事業の損害が一定以上の場合、損害の程度により軽減または免除 | |
| 固定資産税•都市計画税 | 災害により著しく価値を減じた固定資産(土地・ 家屋・償却資産)の損害程度により軽減または 免除 | 税 務 課 資産税係 72-6117 |
| 国民年金保険料 | 住宅、家財、その他の財産について、被害が一番 多かったものの被害金額が、おおむね2分の1 以上の場合、免除 | |
| 国民健康保険の一部負 担金(窓口負担) | 全壊・半壊・床上浸水および主たる生計維持者の 死亡・重篤な傷病・行方不明、災害による失職・ 無収入の場合、免除 | 市民課 |
| 後期高齢者医療保険料 | 全壊・半壊・床上浸水の場合、軽減または免除 | 国保年金係72-6123 |
| 後期高齢者医療制度被保険者の一部負担金(窓口負担) | 全壊・床上浸水(平屋建てであり、床上50cm 以上の場合のみ)の場合、軽減または免除 | |
| 介護保険利用者負担金 • 介護保険料 | 全壊・半壊・床上浸水および主たる生計維持者の 収入が災害により著しく減少した場合、軽減また は免除 | 介護保険課 保険管理係 72-3148 |
| 保育所保育料 幼稚園使用料 | 全壊・半壊・床上浸水などの場合、軽減または免除 | こども課 子育て支援係 72-6115 |

その他

| 名 称 | 内 容 | 担当窓口 |
|-------------------------|--|----------------------------|
| 税の申告、納付等の 期限延長に関する相談 | 災害により期限内に申告、納付等ができない 場合 | 税 務 課 収 税 係 72-6116 |
| 災害義援金 | 負傷者、全壊・半壊・床上浸水等、被災された方 に寄託された義援金の配分 | 福 祉 課 障害者福祉係 72-6126 |

[※] 各種支援の詳細については、担当窓口にお問い合わせください。

「り災証明書」および「被災証明書」の申請について

災害により、お住まいの家屋が被害を受けた場合は「り災証明書」、自動車などに被害を受けた場合は「被災証明書」を交付しています。

また事業者の方が店舗や工場などに被害を受けた場合も「り災証明書」を交付しています。

現地調査などで証明書交付まで時間がかかる場合がありますので、お早めに申請してください。

◎ 個人向け

「り災証明」

- 申請窓口 平 日 市役所本庁、各支局および市民センター
 - 休 日 市役所本庁(休日夜間窓口)
- 受付時間 8:30から17:15まで
- お問い合わせ 税務課 ☎72-6116・6117

「被災証明」

- 申請窓口 平 日 市役所本庁、各支局および市民センター
 - 休日市役所本庁(休日夜間窓口)
- 受付時間 8:30から17:15まで
- お問い合わせ 総務課総務係 ☎72-6204

◎ 事業者向け

「り災証明」

- 申請窓口 市役所本庁2階 商工観光課 (平日のみ)
- 受付時間 8:30から17:15まで
- お問い合わせ 商工観光課商工労政係 ☎72-6137